

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和2年  
2月25日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
  - 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....二
  - 徳山駅前地区市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出(住宅課).....二
- 公告
  - 契約の締結(情報企画課).....二
  - 換地処分の届出(農村整備課).....二
  - 建設業の営業の停止命令(監理課).....二
  - 建設業者の営業所の所在地の不明(監理課).....三
- 人委規則
  - 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則.....三
  - 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則.....六
  - 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....七
- 公安委公告
  - 一般競争入札の実施.....七
- 労委公告
  - 山口県労働委員会のあるせん員候補者.....一〇



### 山口県告示第四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年二月二十五日

名称	所在地	山口県知事	村岡 嗣政
医療機関	岩国市山手町一丁目一〇番七号	令和元、一二、三	
	周南市岐南町八番三号	〃	〃
	下松市栄町三丁目三番九号	〃	〃

### 山口県告示第四十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。  
令和二年二月二十五日  
山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の名称  
油良郷(2)地区  
二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

郡名	町名	大字名	字名	地番	標柱番号
大島郡	周防大島町	油良	行通	一〇二四の一	一号
〃	〃	〃	〃	一〇一九	二号
〃	〃	〃	〃	一〇一八	三号
〃	〃	〃	〃	一〇一五	四号
〃	〃	〃	〃	一〇一七	五号
〃	〃	〃	〃	一〇一七	六号
〃	〃	〃	〃	一〇一七	七号
〃	〃	〃	〃	一〇二〇	八号

山口県告示第五十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、徳山駅前地区市街地再開発組合から次のとおり理事長の氏名及び住所の届出があった。

令和二年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名 住所

小野 嘉久 周南市住崎町一三番一二号ロイヤルマンション一〇〇一号



(三二) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和二年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総合企画情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量  
会計年度任用職員制度の導入に伴う人事給与福利厚生システム改修業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和二年一月二十九日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎一丁目二番一号
- 六 契約金額  
三千三百万八千八百円
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政

(三三) 換地処分の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定により、柳井市鷹の巣地区の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

令和二年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 換地処分をした年月日  
令和二年二月四日
- 二 換地処分をした権利者数  
八人

(三四) 建設業の営業の停止命令

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、建設業の営業の停止を命じました。

令和二年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 処分をした年月日  
令和二年二月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
商号又は名称 株式会社日・章  
主たる営業所の所在地 山陽小野田市大字有帆五七番地  
代表者の氏名 松原 郡士
- 三 処分の内容  
許 可 番 号 山口県知事許可（般一三〇）第二一一六二号
- 四 処分の原因となった事実  
令和二年二月二十五日から同年三月二日までの間における営業の全部の停止  
前代表取締役が、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条第一項の罪により、令和元年十月二日に山口地方裁判所宇部支部から懲役一年六月（執行猶予三年）の判決を受け、その刑が確定し、このことが法第二十八条第一項第三号に該当する。

(三五) 建設業者の営業所の所在地の不明

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定により公告します。  
なお、この公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、当該建設業者の許可を取り消すことがあります。

令和二年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

名称	代表者の氏名	営業所の所在地	許可番号	許可年月日
三浦家建	三浦 良夫	岩国市多田三丁目一二番地六	山口県知事(般一二九)第一六〇四三号	平成二九、一六



会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則をここに公布する。

令和二年二月二十五日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年山口県条例第十一号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)及び会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年山口県条例第十二号。以下「会計年度任用学校職員給与条例」という。)の規定に基づき、パートタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用学校職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」と総称する。)並びにフルタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用学校職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」と総称する。)の給与及び費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。  
(報酬及び給料の額の基準)

第二条 会計年度任用職員給与条例第三条及び会計年度任用学校職員給与条例第三条に規定する報酬の額並びに会計年度任用職員給与条例第十条第一項及び第二項並びに会計年度任用学校職員給与条例第十条第一項及び第二項に規定する給料の額は、パートタイム会計年度任用職員又はフルタイム会計年度任用職員の職務とその種類が類似する職務に従事する一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける職員又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「常勤職員」と総称する。)の属する職務の等級の最低の号給の給料月額を基礎とし、職務内容、経験等を考慮して定めるものとする。

(地域手当に相当する報酬の支給の対象とならない職員)  
第三条 会計年度任用職員給与条例第四条第一項第一号及び会計年度任用学校職員給与条例第四条第一項第一号の人事委員会規則で定める職員は、語学指導等を行う外国青年招致事業その他これに準ずる事業により招致したパートタイム会計年度任用職員とする。

(勤務一時間当たりの報酬額)  
第四条 会計年度任用職員給与条例第四条第一項第二号及び会計年度任用学校職員給与条例第四条第一項第三号の勤務一時間当たりの報酬額は、パートタイム会計年度任用職員をフルタイム会計年度任用職員とみなした場合の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額と同一の額に十二を乗じ、その額を三十八時間四十五分に五十二を乗じて得た時間数から七時間四十五分に毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間における会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和元年山口県人事委員会規則第七号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。)第九条に規定する祝日法による休日(土曜日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日及び土曜日を除く。)の日数の合計を乗じて得た時間数を差し引いた時間数で除して得た額とする。  
(時間外勤務手当に相当する報酬)

第五条 会計年度任用職員給与条例第四条第一項第二号及び会計年度任用学校職員給与条例第四条第一項第三号の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。  
一 正規の勤務時間が割り振られた日(会計年度任用職員給与条例第四条第一項第四号又は会計年度任用学校職員給与条例第四条第一項第五号の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務 百分の百二十五

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 百分の百三十五

2 会計年度任用職員給与条例第四条第一項第三号及び会計年度任用学校職員給与条例第四条第一項第四号の人事委員会規則で定める時間は、一の週における割振り変更前の勤務時間（会計年度任用職員給与条例第四条第一項第三号及び会計年度任用学校職員給与条例第四条第一項第四号に規定する割振り変更前の勤務時間をいう。以下この項において同じ。）のうち会計年度任用職員勤務時間規則第五条第一項の規定により割り振ることをやめることとなった勤務時間の時間数（当該時間数が割振り変更前の勤務時間外に勤務した時間数（会計年度任用職員給与条例第四条第一項第二号又は会計年度任用学校職員給与条例第四条第一項第三号に規定する報酬が支給される時間の時間数を除く。以下この項において同じ。）を超える週にあつては、当該割振り変更前の勤務時間外に勤務した時間の時間数。以下この項において「割り振ることをやめた勤務時間数等」という。）に相当する当該週の割振り変更前の勤務時間外に勤務した時間のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

一 一の週に勤務した時間数（会計年度任用職員給与条例第四条第一項第二号又は会計年度任用学校職員給与条例第四条第一項第三号に規定する報酬が支給される時間の時間数を除く。次号及び第三号において同じ。）が三十八時間四十五分（会計年度任用職員給与条例第四条第一項第四号又は会計年度任用学校職員給与条例第四条第一項第五号に規定する報酬が支給される時間がある週にあつては、その時間の時間数（第三号において「休日勤務時間数」という。）を三十八時間四十五分に加えた時間数。以下この項において「休日勤務時間数を加えた三十八時間四十五分」という。）を超える場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。） 休日勤務時間数を加えた三十八時間四十五分から割振り変更前の勤務時間（会計年度任用職員勤務時間規則第十条第一項に規定する休日（同項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。次号において「休日等」という。）であることにより勤務しなかつた勤務時間がある場合にあつては、その勤務時間を除く。）の時間数を減じた時間数（その時間数が負となるときは、零時間）に相当する当該週の割振り変更前の勤務時間外に勤務した時間

二 休日等のある一の週に勤務した時間数が休日勤務時間数を加えた三十八時間四十五分を超える場合であつて、割振り変更前の勤務時間の時間数が三十八時間四十五分を超える場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該休日等に割り振られていた割振り変更前の勤務時間の時間数に相当する当該週の割振り変更前の勤務時間外に勤務した時間

三 一の週に勤務した時間数が休日勤務時間数を加えた三十八時間四十五分（割振り

変更前の勤務時間の時間数が三十八時間四十五分を超える場合にあつては、休日勤務時間数を当該割振り変更前の勤務時間の時間数に加えた時間数）以下である場合 割振り変更前の勤務時間外に勤務した時間の時間数（割り振ることをやめた勤務時間数等を除く。）に相当する当該週の割振り変更前の勤務時間外に勤務した時間数

3 会計年度任用職員給与条例第四条第一項第三号及び会計年度任用学校職員給与条例第四条第一項第四号の人事委員会規則で定める割合は、百分の二十五とする。

（休日勤務手当に相当する報酬）

第六条 会計年度任用職員給与条例第四条第一項第四号及び会計年度任用学校職員給与条例第四条第一項第五号に規定する祝日法による休日が週休日に当たるときにおける人事委員会規則で定める日は、週休日に当たる国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日の直後の勤務日等（会計年度任用職員勤務時間規則第十条第一項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）（その日が同法に規定する休日、一月二日若しくは同月三日又は次項に規定する日（以下この項において「休日等」という。）に当たるときは、当該勤務日等の直後の休日等以外の勤務日等）とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。

2 会計年度任用職員給与条例第四条第一項第四号及び会計年度任用学校職員給与条例第四条第一項第五号の休日等に準ずるものとして人事委員会規則で定める日は、国の行事の行われる日で人事委員会が指定する日とする。

3 会計年度任用職員給与条例第四条第一項第四号及び会計年度任用学校職員給与条例第四条第一項第五号の人事委員会規則で定める割合は、百分の百三十五とする。

（常勤職員の例により支給される手当の額等）

第七条 会計年度任用職員給与条例第四条第一項第六号及び第七号並びに会計年度任用学校職員給与条例第四条第一項第二号及び第七号の規定により支給される報酬の額は、当該年度の四月一日現在において施行されている職員給与条例、学校職員給与条例若しくは一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）又はこれらの条例に基づく規則（次項において「条例等」という。）の規定により常勤職員に支給される宿日直手当又は特殊勤務手当の額に相当する額とする。

2 会計年度任用職員給与条例第七条及び第十一条第一項並びに会計年度任用学校職員給与条例第七条及び第十一条第一項の規定により支給される手当は、当該年度の四月一日現在において施行されている条例等の規定により常勤職員に支給される地域手当、通勤手当、特勤手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当又は特殊勤務手当の例によるものとする。

（期末手当）

第八条 会計年度任用職員給与条例第七条及び第十一条第二項並びに会計年度任用学校

職員給与条例第七条及び第十一条第二項の任期は、基準日において任用されている職に係る任期（基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日において任用されていた職に係る任期の初日から退職し、又は死亡した日までの期間。第二号において同じ。）と次に掲げる期間とを合計した期間とする。

一 基準日の属する年度と同一の年度において次のいずれかに該当する者であった期間

イ パートタイム会計年度任用職員（一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満のものを除く。）

ロ フルタイム会計年度任用職員

ハ 常勤職員

ニ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年山口県条例第五十二号）の適用を受ける企業職員（一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満のものを除く。）

ホ 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年山口県条例第二十号）第二十条各号に掲げる者

二 基準日の属する年度以前において前号イからホまでに該当する者であった期間（基準日において任用されている職に係る任期に引き続くものに限る。）

三 基準日の属する年度以前の年度において第一号イからホまでに該当する者であった期間（第一号に掲げる期間に引き続くものに限る。）

2 会計年度任用職員給与条例第七条及び第十一条第一項並びに会計年度任用学校職員給与条例第七条及び第十一条第一項の規定によりその例によることとされる期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の規定の適用については、同規則第六条第一項及び第七条の二第一項中「職員として在職した期間」とあるのは、「基準日において任用されている職に係る任期（基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日において任用されていた職に係る任期の初日から退職し、又は死亡した日までの期間）」と会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則第七条第一項各号に掲げる期間とを合計した期間」とし、同規則第七条及び第七条の二第二項の規定は、適用しない。

3 日額報酬又は時間報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員に対する会計年度任用職員給与条例第七条及び会計年度任用学校職員給与条例第七条の規定によりその例によることとされる期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定の適用については、

同規則別表第三中「十二月十日」とあるのは、「十二月二十一日」とする。

4 会計年度任用職員給与条例第七条及び会計年度任用学校職員給与条例第七条の人事委員会規則で定めるところにより算定される額は、基準日以前六箇月以内の期間における当該パートタイム会計年度任用職員として受けた会計年度任用職員給与条例第三条に規定する報酬の額及び会計年度任用職員給与条例第四条第一項第一号に規定する報酬の額の合計額又は会計年度任用学校職員給与条例第三条に規定する報酬の額及び会計年度任用学校職員給与条例第四条第一項第一号に規定する報酬の額の合計額を当該期間における当該パートタイム会計年度任用職員としての在職期間の日数で除して得た額に三十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

5 前項の在職期間は、月の初日から末日まで在職していた期間を三十日として計算する。

（費用弁償の額）

第九条 会計年度任用職員給与条例第八条第一項及び会計年度任用学校職員給与条例第八条第一項の人事委員会規則で定めるところにより算出した額は、次の各号に掲げる

一 月額報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員 次に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 職員給与条例第十一条第一号又は学校職員給与条例第十三条第一項第一号に該当するパートタイム会計年度任用職員（以下「第一号パートタイム会計年度任用職員」という。） 支給単位期間につき、職員給与条例第十一条第二項第一号又は学校職員給与条例第十三条第二項第一号の規定の例により算出した額

ロ 職員給与条例第十一条第二号又は学校職員給与条例第十三条第二項第二号に該当するパートタイム会計年度任用職員（以下「第二号パートタイム会計年度任用職員」という。） 支給単位期間につき、二千円（自動車等（通勤手当てに用いる用具をいう。以下同じ。）の使用距離が片道四キロメートル以上であるパートタイム会計年度任用職員にあっては、二千円に当該パートタイム会計年度任用職員の自動車等を使用する片道の距離及び交通の用具の区分に応じた同規則別表に掲げる額を加算した額）を二十一で除して得た額に一箇月当たりの勤務日数を乗じて得た額

ハ 職員給与条例第十一条第三号又は学校職員給与条例第十三条第一項第三号に該当するパートタイム会計年度任用職員（以下「第三号パートタイム会計年度任用職員」という。） 次に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応

じ、それぞれ次に定める額

- (1) 第三号パートタイム会計年度任用職員（交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用しなければ通勤することが著しく困難であるパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員であつて、通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ交通機関等を利用しているものを除く。）のうち、自動車等を使用する距離が片道二キロメートル以上であるパートタイム会計年度任用職員及びその距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるパートタイム会計年度任用職員 イ及びロに定める額（常勤職員の例により算出した一箇月当たりの運賃又は料金（以下「運賃等」という。）の額に相当する額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）及びロに定める額の合計額が七万円を超えるときは、その者の費用弁償に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 第三号パートタイム会計年度任用職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の交通機関等を利用するものとして費用弁償される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）がロに定める額以上であるパートタイム会計年度任用職員（1）に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。） イに定める額

- (3) 第三号パートタイム会計年度任用職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額等がロに定める額未満であるパートタイム会計年度任用職員（1）に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。） ロに定める額

二 日額報酬又は時間額報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員 次に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、通勤一回につき、それぞれ次に定める額

- イ 第一号パートタイム会計年度任用職員 通勤一回当たりの運賃等の額に相当する額（以下「一日当たりの運賃等相当額」という。）。ただし、一日当たりの運賃等相当額が三千三百三十三円を超えるときは、一日当たりの運賃等相当額と三千三百三十三円との差額の二分の一を三千三百三十三円に加算した額

- ロ 第二号パートタイム会計年度任用職員 二千円（自動車等の使用距離が片道四キロメートル以上であるパートタイム会計年度任用職員にあつては、二千円に当該パートタイム会計年度任用職員の自動車等を使用する片道の距離及び交通の用具の区分に応じた通勤手当に関する規則別表に掲げる額を加算した額）を二十一で除して得た額

ハ 第三号パートタイム会計年度任用職員 次に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 前号ハ(1)に掲げるパートタイム会計年度任用職員 イ及びロに定める額（一日当たりの運賃等相当額及びロに定める額の合計額が三千三百三十三円を超えるときは、その額と三千三百三十三円との差額の二分の一を三千三百三十三円に加算した額）

- (2) 第三号パートタイム会計年度任用職員のうち、一日当たりの運賃等相当額（二以上の交通機関等を利用するものとして費用弁償される場合にあつては、その合計額。以下「一日当たりの運賃等相当額」という。）がロに定める額以上であるパートタイム会計年度任用職員（1）に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。） イに定める額

- (3) 第三号パートタイム会計年度任用職員のうち、一日当たりの運賃等相当額等がロに定める額未満であるパートタイム会計年度任用職員（1）に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。） ロに定める額

2 前項の規定により費用弁償の額を算出する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（費用弁償の支給日）

第十条 会計年度任用職員給与条例第八条第一項及び会計年度任用学校職員給与条例第八条第一項の費用弁償の支給日は、常勤職員の通勤手当の例による。ただし、日額報酬又は時間額報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員にあつては、会計年度任用職員給与条例第五条第一項又は会計年度任用学校職員給与条例第五条第一項の規定による報酬の支給日とする。

（その他）

第十一条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給について必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十五日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第五号

職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第三項及び第十三条の四第三項中「非常勤職員」を「短時間勤務職員」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十五日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第六号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第三項及び第十四条の四第四項中「非常勤職員」を「短時間勤務学校職員」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和二年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

(二) I P R 形警察移動無線通信システム移動用無線機 百七十六台

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期限

令和二年十二月二十五日

(五) 納入場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和二年山口県告示第三十二号）に基づく資格審査において、電気通信機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和二年二月二十五日から同年四月八日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づき参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部会計課において交付する。

四

山口県警察本部警務部会計課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

- (一) 記載方法
  - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

令和二年四月七日午後三時(入札書を持参する場合は、令和二年四月八日午後一時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

令和二年四月八日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
  - 山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
  - 日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否

(四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和二年三月十九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三一九六〇)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県警察本部警務部会計課(電話〇八三一九三三一九一〇)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Integrated Police Radio Mobile Communication System (Mobile Radio Set), 176 sets
- (3) Delivery period: December 25, 2020
- (4) Delivery place: the place where a person in charge of the contract will instruct
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
- (6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. April 7, 2020 (if brought in person: 1:30 P.M. April 8, 2020)

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

- (一) 物品等の名称及び数量
    - I P R 形警察移動無線通信システム受令機 二百三十八台
  - (二) 物品等の特質等
    - 入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限
    - 令和二年十二月二十五日
  - (四) 納入場所
    - 契約担当者が指定する場所
- 二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。  
(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和二年山口県告示第三十二号)に基づく資格審査において、電気通信機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和二年二月二十五日から同年四月八日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部会計課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

令和二年四月七日午後三時(入札書を持参する場合は、令和二年四月八日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

令和二年四月八日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四條の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和二年三月十九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部会計課(電話〇八三一九三三三〇一一〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Integrated Police Radio Mobile Communication System (Walkie-Receiver), 238 sets

(3) Delivery period: December 25, 2020

- (4) Delivery place: the place where a person in charge of the contract will instruct
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
- (6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. April 7, 2020(If brought in person: 2:00 P.M. April 8, 2020)



公 告

山口県労働委員会のおっせん員候補者

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づく令和二年二月十三日現在の山口県労働委員会のおっせん員候補者は、次のとおりです。

令和二年二月二十五日

山口県労働委員会会長 山 元 浩

氏 名 略 歴

- 山元 浩 山口県労働委員会公益委員  
弁護士
- 有田 謙司 山口県労働委員会公益委員  
西南学院大学法学部教授
- 近本佐知子 山口県労働委員会公益委員  
弁護士
- 中村友次郎 山口県労働委員会公益委員  
弁護士
- 平中 貫一 山口県労働委員会公益委員  
山口大学経済学部名誉教授
- 伊藤 正則 山口県労働委員会労働者委員  
日本労働組合総連合会山口県連合会会長
- 徳野 啓範 山口県労働委員会労働者委員  
日本基幹産業労働組合連合会山口県本部委員長
- 中元 直樹 山口県労働委員会労働者委員  
日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
- 榎本 康仁 山口県労働委員会労働者委員  
全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長

- 山本 章宏 山口県労働委員会労働者委員  
UAゼンセン山口県支部支部長
- 入谷 珠代 山口県労働委員会使用者委員  
関光汽船株式会社取締役
- 久戸瀬泰司 山口県労働委員会使用者委員  
株式会社トクヤマシニアアドバイザー
- 爲近美由紀 山口県労働委員会使用者委員  
宇部興産機械株式会社顧問
- 西田 隆男 山口県労働委員会使用者委員  
山口県経営者協会専務理事
- 羽嶋 等 山口県労働委員会使用者委員  
防府鉄工業協同組合理事長
- 網戸 茂 前山口県労働委員会労働者委員
- 鶴岡 純枝 前山口県労働委員会労働者委員
- 安本 公二 前山口県労働委員会使用者委員
- 小野 嘉孝 山口県労働委員会事務局長
- 岡本 操 山口県労働委員会事務局長

令和二年二月二十五日印刷

発行所

山口県知事